山口市民会館　新型コロナウイルス

感染拡大予防ガイドライン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和3年10月15日

（公社）全国公立文化施設協会が令和３年１１月１５日に示した、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、山口市民会館における対応を定める。

**１．感染防止のための基本的な考え方**

　施設設置者及び施設管理者、公演主催者は、施設の特性や公演の規模・態様を踏まえ、公演の鑑賞者、出演者等公演関係者、施設の運営従事者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じる必要がある。

　特に、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」という「三つの密」のある場では感染を拡大させるリスクが高いことから、こうした環境の発生を極力防止するなど、全ての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととする。

**２．施設管理者が講ずる具体的な対策**

**(1) 施設内の各所における対応策**

施設管理者は当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者へも同様の協力を要請し、加えて来場者への周知を行う。

① 施設内

・ 施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れる場所の消毒を徹底する。

・ 公演の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。また、公演主催者と調整の上公演中も定期的に適切な換気に努める。

・ 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の要所要所に手指消毒用の消毒液を設置する。必要であれば入口数の制限を行う。

・ 各ホールの入場者数及び入場形態は、「感染症対策チェックシート」及び「客席配置図」による。また詳細については感染防止の基本的な考えに基づき、公演主催者と協議の上決定する。

➁ 公演会場入口

・ 公演会場入口にはAI体温検知カメラもしくは非接触型体温計を設置し体温管理を行う。

・ 会場入り口の行列は1ｍ以上の間隔をあけるよう整列を促し、人が密集しないよう工夫する。

➂ チケット窓口

チケットの販売は次に述べるような対応とする。

・ 対面で販売を行う場合、ビニールカーテンやフェイスシールド等により購買者との間を遮蔽する。

・ チケット販売時に、会場でのマスク着用、体調に異変がある場合入場できないこと等を周知する。

・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用する。また、来場者が自ら半券を切って箱に入れ、主催者が目視で確認する等もぎりの簡略化も検討する。

④ ロビー、休憩スペース

・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。

・ 人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり等を工夫する。

・ 常時換気を行う。

・ 机、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑤ 小ホール、展示ホール、楽屋等

・ 可能な限り換気に努める。

・ 会場定員を踏まえ、利用者が密にならないように入場制限等を実施する。

・ 机、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑥ トイレ

・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

・ ウイルス拡散防止のためハンドドライヤーは使用しない。

・ コンサート等トイレの混雑が発生しやすい催しの場合、指導要員を配置し極力間隔（1ｍ以上）をあけて整列させる。

⑦ 物販

物販は極力控えることとし、やむを得ず実施する場合は下記を厳守する。

・ 人と人の距離を1ｍ以上空け整列させる。

・ 従業員の体調管理、マスク着用、手指消毒の徹底を指導する。

・ 対面販売する場合は、ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する。

・ サンプル品、見本品は不特定多数の人が触れないよう展示方法を工夫する。

**(2) 従事者に関する感染防止策**

・ マスク着用、手指消毒を徹底する。

・ 出勤前に自宅で検温を実施し、37.5℃以上ある場合あるいは下記の症状のように体調に異変があるときは、自宅待機とする。

　　　 　　　咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、

目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

・ 感染が疑われる場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

**(3) 周知・広報**

　　　感染防止のため、以下について来場者に周知・広報する。

 　　　・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指の消毒

 　　　・ 人と人の距離を確保する。

 　　　・（２）で述べた症状に該当する場合、来場を控える。

**３．公演主催者に協力を求める具体的な対策**

***［公演前の対策］***

**(1) 入場制限**

・ 公演の企画にあたって、以下のような、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫を行う。

　 　　　ァ 開場、休憩時間の延長（開場1時間、休憩20分程度）

　 　　　ィ 入場時のチケット確認の簡略化（もぎりを自ら行うなど）

　　　　 ゥ 入場待機列の設置

・ 高齢者や子供、持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

**(2) 来場者に対するもの**

・ 公演ごとに、来場者の氏名、緊急連絡先の把握に努める。こうした情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

・ 来場前の検温の実施、また、２の(２)で述べた症状に該当する場合は来場を控えてもらうことを事前に周知する。

・ 接触確認アプリのインストールを促す。

**(3) 公演関係者に対するもの**

 　　　・ 氏名及び緊急連絡先を名簿等で整理し、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知しておく。

・ 本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針を全員に周知徹底しておく。

***［公演当日の対策］***

**(1) 周知、広報**

感染予防のため、来場者に対し以下について周知する。

・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底。

・ 人と人の距離の確保の徹底。

・ ２の(２)で述べた症状に該当する場合は、来場を控えること。

**(2) 来場者の入場時への対応**

・ 以下の場合は入場しないよう要請。

　 　　　ァ 37.5℃以上の熱があった場合

　 　　　ィ 咳、咽頭痛など先に述べた症状がある場合

　 　　　ゥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ェ 過去２週間以内に入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

　　　　・ 来場者の氏名、緊急連絡先の把握に努める。

・ 余裕を持った入場時間を設定する。

・ 入り待ちは控えるよう要請する。

・ パンフレット、チラシ、アンケート等の配布は極力避ける。

・ プレゼント、差し入れは控えるよう要請する。

**(3) 会場内の感染防止策**

・ 消毒や換気の徹底、マスク着用や会話抑制などの予防措置に努める。

・ 座席は指定席にするなどし、感染予防に対応した席配置とする。

・ 座席の最前列席は舞台前から距離を取り、また、前後左右をあけた席配置とするなど十分な座席の間隔の確保に努める。

・ 来場者同士の接触は控えるよう周知する。

・ 出演者と来場者が接触をするような演出（ステージにあげる、ハイタッチ等）は行わない。

・ 密集状況が発生しないよう余裕をもった休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努める。

**(4) 公演関係者の感染防止**

・ 公演の運営は必要最小限度の人数とする。

・ 各自検温を行い、37.5℃以上ある場合は、自宅待機させる。

　 　　 また、２の(２)で述べた症状に該当する場合は、自宅待機を促す。

・ 主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

・ 楽屋等では、使い捨ての皿やコップを使用する。

・ 仕込み・リハーサル・撤去等において十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるなど感染防止措置を講ずる。

・ 公演関係者に感染が疑われる場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

**(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策**

・ 速やかに別室に移し隔離する。

・ 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講ずる。

・ 速やかに医療機関、保健所へ連絡し、指示を受ける。

**(6) 物販**

　　物販は極力控えることとし、やむを得ず実施する場合は下記を厳守する。

・ 人と人との間隔を1ｍ以上空け整列させる。

・ 対応する従事者は、マスク着用や手指消毒の徹底を指導する。

・ 対面販売する場合は、ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する。

・ サンプル品、見本品は不特定多数の人が触れないよう展示方法を工夫する。

**(7) 来場者の退場時の対応**

・ ゾーンごとの時間差退場、全出口の開放等の工夫を行う。

・ 出待ちや面会等は控えるよう呼びかける。

***［公演後の対策］***

・ 把握した公演来場者の氏名、緊急連絡先は適切に保存する。

・ 感染が疑われるものが出た場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

・ 個人情報の観点から、名簿等の管理には十分な対策を講じ、相応の期間をもって廃棄する。